

病後児保育の現状と問題点

保育園医部会幹事 井崎 和夫

「病後児保育」とは、なかなかご理解いただけません。特に病児保育との違いは何か。最初に、言葉の定義についてお話しします。

「病児保育」とはその言葉通り、病気の児童を保育するということです。これは昭和41年東京・世田谷「ナオミ保育園」で、日本最初の病児保育が始められ、ついで、昭和44年大阪・枚方の香里団地保育所を利用する児童の父母たちにより始められました。38年の歴史があります。

一方、「病後児保育」は平成6年に「病後児デイサービスモデル事業」が試行され、同7年この事業は少子化対策のための子育て支援として「エンゼルプラン」に、組み込まれ「乳幼児健康支援デイサービス事業」として国の本事業になりました。翌年事業の名称が変更され、現在の「乳幼児健康支援一時預かり事業」となりました。そして平成12年から始まった「新エンゼルプラン」では事業の対象施設が保育所にも拡張されました。「病後児保育」も10年の歴史を持っており、国は平成16年度までに、500市町村に設置を目指しています。

この事業は、厚生省児童家庭局長通知の「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」の別紙「乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱」（最近改正平成12年7月28日）によります。事業の目的、実施主体、対象児童等については次の通りです。

1. 「この事業は、現に保育所に通所中の児童が病気の『回復期』であり、集団保育が困難な期間、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業（以下病後児保育という）を行う事により、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的」としています。

ここで「病後児保育」は「乳幼児健康支援一時預かり事業」の通称として使われています。一義的に登園可能な児童が対象です。

またこの文言は、平成16年度予算案の「子育て家庭支援対策の充実」の項で、この事業の説明に使われています。

2. 「この事業の実施主体は市町村とし、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるもの」とします。

3. 対象児童等（1）病後児保育「保育所に通所している児童等であって、病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難であって、市町村長が必要と認めたもの」としています。また同日の児童家庭局母子保健課長通知では（1）ア「実施施設が病院、診療所の場合には、「病気回復期」に、いまだ病気の「回復期」に至らない場合を含めても差し支えないこと。」としており、医療機関併設型では急性期も対象となります。

さらに同通知では病後児保育における対象疾患の範囲として「感冒、消化不良症、（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患など」としています。

(病後児保育の現状と問題点つづき)

横浜市の病後児保育と問題点

平成12年に2施設、翌年1施設、15年に2施設、計5施設開設されましたが、いずれも保育所併設型であり、「病気の回復期に至らない場合」特に感染症の急性期はお預かりできません。また医療機関との距離により急変時の対応に差が生じます。これが一番の問題点でしょうか。

病後児保育利用状況

当施設における利用者年齢は1-2歳児が多く、利用日数で見ると1日が45%、2日が30%となっています。疾患別では、急性上気道炎48%、喘息・喘息性気管支炎16%、気管支炎・肺炎9%と発熱を伴う呼吸器疾患が殆どで、胃腸炎・嘔吐下痢症等消化器疾患は9%です。

病後児保育は、かかりつけ医や保育園医のご理解ご指導無しでは行えません。今後も子どもたちの健全な発育のため、暖かいご協力をお願いします。横浜市病後児保育の利用法は、下記の市医師会のホームページをご覧ください。

<http://www.yokohama.kanagawa.med.or.jp>

(で「横浜市病後児」と入力)

横浜市病児保育・産後支援

ヘルパー事業検討会

平成15年9月2日から4回にわたり検討会が開かれました。病後児保育のみならず、急性期を預かることのできる病児保育を望む声が多いとして、検討しました。あえて結論を求めず、色々の意見をお聞きしました。「各園に看護師を配置したら病児の対応がかなり改善される。」との意見もありました。

保育園医歳費 7%カット

横浜市の経費削減に伴う措置として、平成16年度から保育園医の歳費が一律7%カットされる事となった。福祉局の予算自体が15%削減されたことに伴うものであり、「現在の社会情勢から見て止むを得ない」との意見もあるが、一方で教育委員会関係の学校医としての歳費は人事院勧告の1.01%減のみに抑えられており、「保育園医部会が行政から甘く見られているのでは」とか、「医師会執行部の強力な指導力を」との声もあがっている。

編集後記

初めての試みとして、年2回の会報発行に挑戦してみました。今回はたまたまタイムリーな、保育園民営化問題、園医の手引き改定等があり、又期末になって保育園医への歳費カット問題等もあり、身近な話題を提供できたと思います。保育園医を取り巻く環境も次第に悪化しており、園医として更なる努力をしなければいけない時代に入ったと思います。

(文責 和田)

横浜市医師会保育園医部会報

-No.10 2004年3月15日-

発行人 横浜市医師会保育園医部会
部会長 内藤 哲夫
編集 横浜市医師会保育園医部会
広報部 (小林、皆川、和田)
事務局 〒231-0062
横浜市中区桜木町1-1
TRL 045-201-7366